

身体・知的障害者(児)、精神障害者のために

【在宅で受けるサービス】

●居宅介護（ホームヘルプ）

家庭での日常生活のお手伝いのため、ホームヘルパーの支援が受けられます。(※1)

●訪問入浴サービス

重度身体障害者の家庭に入浴車が訪問します。(※1)

●移動支援事業

用事や余暇活動などで外出の際にヘルパーを派遣します。(※1)

【施設で受けるサービス】

●児童デイサービス

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。(※1)

●短期入所

家族が介護疲れなどで一時的に介護できなくなったとき、短期間、施設でお世話します。(※1)

●グループホーム・ケアホーム

知的・精神障害者の自立を促すため、共同で生活を営みます。(※1)

●福祉作業所への通所

知的障害などのために雇用されることが難しい方を対象に、通所により、必要な訓練を行います。

【助成サービス】

●医療費の助成

心身障害者(児)の医療費の自己負担額を助成します。(※2)

●福祉タクシー利用券の交付

対象者にタクシーの利用券を交付します。

●補装具の支給

補装具を購入または修理する場合に費用の一部を助成します。(※1)

【生活保障】

●難病療養者医療費助成

特定疾患療養者は、医療費自己負担額を入院で月額

14,000円、通院で月額2,000円を限度として助成します。また、重度認定者と小児慢性特定疾患療養者には、月額2,000円を助成します。

●特別障害者手当

在宅の重度心身障害者に月額26,440円を支給します。(※2)

●特別児童扶養手当

在宅の障害児を養育している方に月額1級50,750円、2級33,800円を支給します。(※2)

●障害児福祉手当

在宅の重度障害児に月額14,380円を支給します。(※2)

●在宅重度知的障害者およびねたきり身体障害者福祉手当

対象者に月額10,650円を支給します。(特別障害者手当および経過福祉手当を受給している場合は除きます)(※2)

●心身障害児養育手当

知的障害児、身体障害児の養育者に年額10,000円を支給します。

●心身障害者扶養年金制度

千葉県心身障害者扶養年金に加入し、生存中月々一定の掛け金を納付している方に、万一のことがあった場合、残された心身障害者に終身一定の年金を給付します。

【給付】

●日常生活用具等の給付

在宅障害者(児)に日常生活用具（火災警報器等）を給付、または貸与します。世帯の所得状況により、自己負担額の上限があります。

●家族介護用品給付

ねたきり身体障害者(児)を介護する者の負担の軽減を図るため、紙おむつを支給します。

※1：利用の負担があります。 ※2：所得制限があります。

児童・母子(父子)のために

【助成制度】

●ひとり親家庭等医療費助成

医療費の自己負担額を一部助成します。また、入院中の食事や薬の負担についても助成します。

●児童手当

3歳未満の児童を養育している方に月額10,000円、3歳以上小学校修了前の児童を養育している方に月額5,000円（第3子以降は10,000円）を支給します。（所得制限あり）

●児童扶養手当

父母の離婚等の理由によりその児童を養育している方に、月額41,720円から9,850円（第2子以降加算あ

り）を支給します。（所得制限あり）

【家庭児童相談室】

家庭における児童育成について、家庭相談員がさまざまな相談をお受けしています。（社会福祉課内）

【DV(家庭内暴力)相談】

配偶者やパートナーなどからの暴力に悩んでいる方の相談に乗り、支援を行います。

【DV被害者緊急避難支援】

配偶者等から暴力を受けた方で、所持金等もなく、県女性サポートセンターに入所できない場合に、緊急避難するための費用を支給します。支給額は1人1日あたり3,000円で、3日を限度とします。